

ご遺族の方へ

寄居町



ご遺族の方へ

ご逝去を悼み心からお悔やみ申し上げます。

寄居町では、亡くなられた方に関する町役場での手続きと
町役場以外の主な手続きをまとめた「おくやみハンドブック」を作成いたしました。

このハンドブックが、ご遺族の皆様のお役に立てば幸いです。

ご不明な点がございましたら、担当窓口までお問い合わせください。

寄居町

目次

身近な人が亡くなられた後の手続き等の流れ（目安）	P.2
町役場での手続きチェックリスト	P.3
町役場での手続き	P.7
町役場以外での主な手続き（参考）	P.21
その他の主な手続き	P.23
相続に関する手続き	P.25
ご遺族メモ	P.27
不動産の相続登記について	P.29
法定相続情報証明制度について	P.30
委任状（代理人選任届）	P.31

身近な人が亡くなられた後の手続き等の流れ（目安）

※ここに記載の葬儀・法要は、あくまでも一例であり、宗教や宗派、風習等によって異なります。

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3か月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨 	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡届 ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金等の手続き ○相続放棄・限定承認 ○相続財産調査 ○相続人調査 ○遺言調査・遺言書の検認 	
4か月以内			<ul style="list-style-type: none"> ○所得税の準確定申告 (P.26参照)
10か月以内		<ul style="list-style-type: none"> ○払戻・解約・名義変更等 ○遺産分割協議 (P.25参照) 	<ul style="list-style-type: none"> ○相続税の申告 (P.26参照)
1年以内	<ul style="list-style-type: none"> ○一周忌 		

町役場での手続きチェックリスト

※一部町役場以外の手続きも含まれています。

区分	亡くなられた方について	該当	手続き内容	受付窓口	参照ページ
死亡届 火葬許可	これから死亡届を行うとき	<input type="checkbox"/>	●死亡届、火葬許可・火葬場利用許可申請をしてください		
住民登録等	3人以上世帯の世帯主だった方	<input type="checkbox"/>	●世帯主変更の手続きをしてください	町民課 戸籍住民班	P.7
	印鑑登録をしていた方	<input type="checkbox"/>	●印鑑登録証の返却の必要はありません		
	住民基本台帳カードをお持ちだった方	<input type="checkbox"/>	●住民基本台帳カードの返却の必要はありません		
	マイナンバーカード、個人番号通知カードをお持ちだった方	<input type="checkbox"/>	●お返しいただかなくて結構です (各種手続きで個人番号を使用する場合があります) 手続き終了後にカードを破棄してください		
	外国籍の方で特別永住者証明書、在留カードをお持ちだった方	<input type="checkbox"/>	●返還手続き等が必要です	東京出入国在留管理局さいたま出張所	P.8
健康保険	国民健康保険の被保険者だった方	<input type="checkbox"/>	●資格確認書等をお返しください ●葬祭費等の手続きをしてください	町民課 保険年金班	P.9
	後期高齢者医療の被保険者だった方	<input type="checkbox"/>	●資格確認書等をお返しください ●葬祭費等の手続きをしてください	町民課 保険年金班	
公的年金	国民年金被保険者、年金を受給していた方	<input type="checkbox"/>	●亡くなられた方の加入状況に応じて手続きが異なりますので、お問い合わせください	熊谷年金事務所 町民課 保険年金班	P.10
共済年金	共済年金を受給していた方	<input type="checkbox"/>	●給付手続きがあります 各共済組合へお問い合わせください	各共済組合	—
介護保険	介護保険被保険者証等をお持ちだった方	<input type="checkbox"/>	●介護保険被保険者証等をお返しください	福祉課 介護保険・ 高齢者福祉班	P.11
	高額介護サービス費や介護保険等自己負担額助成金を受給していた方	<input type="checkbox"/>	●振込先の変更手続きをしてください		
高齢福祉	高齢者福祉タクシー券を利用していた方	<input type="checkbox"/>	●喪失の手続きをしてください ●タクシー券をお返しください		
障害福祉	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちだった方	<input type="checkbox"/>	●返還の手続きをしてください	福祉課 社会福祉班	P.12
	重度心身障害者医療費の助成を受けていた方	<input type="checkbox"/>	●喪失の手続きをしてください ●振込口座の変更手続きをしてください		
	自立支援医療(精神通院医療・更生医療・育成医療)の受給者証をお持ちだった方	<input type="checkbox"/>	●受給者証をお返しください		
	障害福祉サービスを利用していた方	<input type="checkbox"/>	●受給者証をお返しください		

区分	亡くなられた方について	該当	手続き内容	受付窓口	参照ページ
障害福祉	福祉手当(特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当)を受給していた方	<input type="checkbox"/>	●喪失の手続きをしてください ●振込口座の変更手続きをしてください	福祉課 社会福祉班	P.12
	在宅重度心身障害者手当を受給していた方	<input type="checkbox"/>	●喪失の手続きをしてください ●振込口座の変更手続きをしてください		
	障害者福祉タクシー券を利用していた方	<input type="checkbox"/>	●喪失の手続きをしてください ●タクシー券をお返しください		
子育て	児童手当を受給していた方	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	●新しい受給者への変更手続きをしてください ●消滅または減額の手続きをしてください	子育て支援課 児童福祉班 母子健康班	P.13
	こども医療費、ひとり親家庭等医療費、養育医療を受給していた方	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	●新しい受給者への変更の手続きをしてください ●消滅の手続きをしてください ●受給資格者証等をお返しください		
	児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給していた方	<input type="checkbox"/>	●子育て支援課へお問い合わせください		
	22歳以下(22歳に達する日以後の最初の3月31日まで)のこどもを養育していた方	<input type="checkbox"/>	●子育て支援課へお問い合わせください		
	小・中・高校生等を養育していた方	<input type="checkbox"/>	●教育総務課へお問い合わせください		P.14
	保育所・幼稚園等に在所(園)する児童またはその保護者	<input type="checkbox"/>	●子育て支援課へお問い合わせください	子育て支援課 保育所班	
税金	町税を口座振替で納付している方で口座名義人が亡くなられた場合	<input type="checkbox"/>	●登録口座の廃止・変更手続きが必要です	町内の各金融機関 税務課管理徴収班	P.15
	原付バイク(125cc以下)、小型特殊自動車(トラクター等)を所有していた方	<input type="checkbox"/>	●廃車、名義変更の手続きが必要です	税務課 住民税班	P.16
	土地・家屋を所有していた方	<input type="checkbox"/>	●現所有者の申告をお願いします ※土地・家屋の相続登記については法務局へお問い合わせください ☎ 048-524-8805	税務課 資産税班	
住宅	住宅を所有していた方(空き家となる場合)	<input type="checkbox"/>	●まちづくり整備課へお問い合わせください	まちづくり整備課 都市計画班	P.17
農地(農業)	農地を所有していた方	<input type="checkbox"/>	●農業委員会へお問い合わせください (法務局での相続手続きが済んでから)	産業振興企業誘致課 農業委員会班	
	農業者年金を受給していた、もしくは被保険者だった方	<input type="checkbox"/>	●死亡の届出手続きが必要です お問い合わせください	(独)農業者年金基金	P.18

区分	亡くなられた方について	該当	手続き内容	受付窓口	参照ページ	
森林	森林を所有していた方	<input type="checkbox"/>	●産業振興企業誘致課へお問い合わせください（法務局での相続手続きが済んでから）	産業振興企業 誘致課 農林班	P.18	
公共交通 サービス	愛のりタクシーの利用登録をしてい た方	<input type="checkbox"/>	●手続きは不要です	まちづくり整備課 都市計画班		
埼玉県思い やり駐車場 制度利用証	埼玉県思いやり駐車場制度利用証の 交付を受けていた方	<input type="checkbox"/>	●利用証を返却してください	P.19に記載の 返却窓口	P.19	
町営住宅	町営住宅に入居していた方	<input type="checkbox"/>	●まちづくり整備課へお問い合わせ ください	まちづくり整備 管理用地班		
火葬料 補助金	火葬料補助金の請求	<input type="checkbox"/>	●生活環境エコタウン課へお問い合わせください	生活環境 エコタウン課 生活衛生班	P.20	
犬	犬の飼い主だった方	<input type="checkbox"/>	●生活環境エコタウン課へお問い合わせください			
浄化槽	浄化槽の管理者だった方	<input type="checkbox"/>	●生活環境エコタウン課へお問い合わせください	生活環境 エコタウン課 環境保全班	P.20	
上下水道・ 農業集落 排水	上下水道・農業集落排水を使用してい る家庭で使用名義人だった方	<input type="checkbox"/>	●上下水道課へお問い合わせください	上下水道課 業務班		
	農業集落排水を使用している家庭に 住んでいた方	<input type="checkbox"/>				

memo

memo



町役場での手続き

寄居町役場 ☎ 048-581-2121(代表)

死亡届、火葬許可・火葬場利用許可申請の手続き

※火葬がお済みの場合は、すでにこの手続きは完了しています。

持ち物

- 死亡届書(医師の死亡診断書または死体検案書が添付されているもの)

期 限

死亡を知った日から7日以内

問い合わせ

町民課 戸籍住民班 ☎ 048-581-2121(内線102~105)

世帯主変更の手続き

- ◇ 亡くなられた方が3人以上世帯の世帯主であった場合、次の世帯主をどなたにされるかお申し出ください。

※同世帯員が届出入の場合、届出入が世帯主となります。他の世帯員を世帯主とする場合は、お申し出ください。

持ち物

- 窓口に来られた方の本人確認書類(マイナンバーカード、自動車運転免許証等)

期 限

死亡届出後、早めにお申し出ください。

問い合わせ

町民課 戸籍住民班 ☎ 048-581-2121(内線102~105)

印鑑登録証について

- ◇ 返却の必要はありません。

問い合わせ

町民課 戸籍住民班 ☎ 048-581-2121(内線102~105)

マイナンバーカード、個人番号通知カード、及び住民基本台帳カードについて

- ◇ 返却の必要はありません。

今後の各種手続きにおいてマイナンバーが必要になる場合があります。手続き終了後にカードを破棄してください。

問い合わせ

町民課 戸籍住民班 ☎ 048-581-2121(内線102~105)

外国籍の方の場合

- ◇ 亡くなられた外国籍の方が特別永住者証明書、在留カードをお持ちだった場合は、返納してください。

持ち物

特別永住者証明書、在留カード、死亡がわかる書面の写し

期 限

早めに手続きをしてください。

問い合わせ

東京出入国在留管理局さいたま出張所 ☎048-851-9671

亡くなられた方の戸籍の取得方法

- ◇ 亡くなられた方の本籍地または最寄りの市区町村の窓口で取得可能です。

請求できる方

- ①亡くなられた方と同じ戸籍に記載のある方
- ②配偶者、直系尊属（父母等）、直系卑属（子、孫等）
- ③第三者
 - ①、②以外で、自身の権利行使・義務履行のため亡くなられた方の戸籍が必要な方。
この場合、請求理由を詳しく記載していただき、請求が正当なものであることを示す書類を提出していただきます。
 - 本籍地以外で取得する場合は、①・②の方のみ取得可能です。

持ち物

- 本人確認書類として次のものをお持ちください（AまたはBのどちらか）。ただし、本籍地以外の市区町村の窓口で取得する場合は、Aに限ります。
 - (A)請求者本人の顔写真がついているもの………1種類
マイナンバーカード、自動車運転免許証、パスポート等の官公庁発行のもの
 - (B)請求者本人の顔写真がついていないもの… 2種類
資格確認書等、介護保険被保険者証、生活保護受給者証、年金手帳等

問い合わせ

町民課 戸籍住民班 ☎048-581-2121（内線102～105）

国民健康保険の手続き

- 亡くなられた方が国民健康保険に加入していた場合は、資格確認書等をお返しください。
 - 亡くなられた方が国民健康保険に加入していた場合は、葬祭執行者(喪主)の方は、葬祭費の支給申請ができます。
 - 亡くなられた方が世帯主で、同じ世帯に国民健康保険の被保険者がいる場合は、被保険者の世帯主変更が必要です。

持物

- 亡くなられた方の資格確認書等
 - 亡くなられた方の限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証(お持ちの方のみ)
 - 同じ世帯の方の資格確認書等(世帯主変更の場合のみ)
 - 同じ世帯の方の限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証(世帯主変更の場合のみ)
 - 葬祭費支給申請書
 - 葬祭を行ったこと及び葬祭執行者(喪主)氏名を確認できる書類
(会葬礼状または葬祭費用の領収書)
※会葬礼状や葬祭費用の領収書は、原本を確認し、コピーを取ってお返します。
 - 葬祭費用の領収書にて氏名が確認できない場合(〇〇家等)は、申立書が必要になります。
 - 葬祭執行者(喪主)の預金通帳
※振込先が葬祭執行者(喪主)でない場合は、委任状が必要になります。

期限

【世帯主変更】早めに手続きをしてください。

【葬祭費の支給申請】葬祭を行った日の翌日から2年以内

問い合わせ

町民課 保険年金班 ☎ 048-581-2121(内線113~115)

memo

後期高齢者医療制度の手続き

- ◇ 亡くなられた方が後期高齢者医療制度に加入していた場合は、資格確認書等をお返しください。
- ◇ 葬祭執行者(喪主)の方は、葬祭費の支給申請ができます。

持ち物

- 亡くなられた方の資格確認書等
- 亡くなられた方の限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証(お持ちの方のみ)
- 葬祭費支給申請書
- 葬祭を行ったこと及び葬祭執行者(喪主)氏名を確認できる書類
(会葬礼状または葬祭費用の領収書)
※会葬礼状や葬祭費用の領収書は、原本を確認し、コピーを取ってお返しします。
※葬祭費用の領収書にて氏名が確認できない場合(○○家等)は、申立書が必要になります。
- 葬祭執行者(喪主)の預金通帳
※振込先が葬祭執行者(喪主)でない場合は、委任状が必要になります。
- 申立書
- 相続人代表者(申立人)の預金通帳
※申立人が喪主でない場合
- 相続人代表者(申立人)の印鑑

期 限

【葬祭費の支給申請】葬祭を行った日の翌日から2年以内

問い合わせ

町民課 保険年金班 ☎048-581-2121(内線111・112)

年金の手続き

◇ 年金受給者が亡くなられたとき

亡くなられた方が年金受給者の場合、「受給権者死亡届」や「未支給年金」、「遺族年金」等の手続きが必要になることがあります。

◇ 年金に加入中または加入されていた方が年金をもらう前に亡くなられたとき

亡くなられた方が公的年金制度に加入されていて年金をもらう前に亡くなられたときは、「遺族年金」や「死亡一時金」等の手続きが必要になることがあります。

受付窓口(予約制です)

熊谷年金事務所

ねんきんダイヤル(☎0570-05-1165)または熊谷年金事務所(☎048-522-5012)へ必要書類を確認し、
ご予約(予約専用ダイヤル ☎0570-05-4890)の上、熊谷年金事務所へ持参してください。

※お問い合わせの際は、亡くなられた方とその配偶者の基礎年金番号がわかるものを必ずご用意ください。

一部、寄居町役場町民課保険年金班へ提出できる方がいますので、年金事務所へご確認ください。

※共済年金を受給されている方は、各共済組合にお問い合わせください。

介護保険の手続き

- ◇ 亡くなられた方が65歳以上または要介護認定を受けていた場合は、介護保険被保険者証等の返還が必要です。
- ◇ 高額介護サービス費や介護保険等自己負担額助成金を受給されていた場合は、振込先の変更手続きが必要です。

持ち物

亡くなられた方の

- 介護保険被保険者証
- 介護保険負担割合証(お持ちの方のみ)
- 介護保険負担限度額認定証(お持ちの方のみ)

【以下は高額介護サービス費や介護保険等自己負担額助成金を受給していた方の場合のみ持参ください】

- 法定相続人(配偶者、子、両親等)の印鑑と預金通帳
- 法定相続人(配偶者、子、両親等)の本人確認ができるもの

期 限

早めに手続きをしてください。

問い合わせ

福祉課 介護保険・高齢者福祉班 ☎048-581-2121(内線123・124)

高齢者福祉サービスの手続き

- ◇ 亡くなられた方が高齢者福祉サービスを受けていた場合は、手続きが必要になります。

- 高齢者福祉タクシー券………… 資格喪失の手続きとタクシー券を返還してください。
- ふれあい配食サービス ………… 寄居町社会福祉協議会へ連絡してください。☎048-581-8523
- 紙オムツ支給事業…………… 寄居町社会福祉協議会へ連絡してください。☎048-581-8523

期 限

早めに手続きをしてください。

問い合わせ

福祉課 介護保険・高齢者福祉班 ☎048-581-2121(内線123・124)



各種障害者手帳の手続き

- ◇ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方が亡くなられたときは、返還手続きを行っていただく必要があります。
- ◇ その他、亡くなられた方が、障害福祉サービスを利用していた場合、障害者を対象とした医療費助成や手当を受給されていた場合は、下記の手続きを早めに行っていただけますようお願いします。

手続きが必要な場合	手続き内容	手続きに必要なもの
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所有していた	手帳の返還手続き	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 亡くなれた方のマイナンバーがわかるもの ご遺族等の届出人の印鑑(認印)
重度心身障害者医療費の助成を受けていた	受給資格の喪失及び払込口座の変更手続き	相続人の印鑑(認印) 重度心身障害者医療費受給者証 相続人の金融機関振込口座がわかるもの(通帳等)
自立支援医療(精神通院医療・更生医療・育成医療)の受給者証を所有していた	受給者証の返還手続き	自立支援医療(精神通院医療・更生医療・育成医療)受給者証
障害福祉のサービスを利用していた	受給者証の返還手続き	該当する各種サービス受給者証 障害福祉サービス受給者証 障害児(者)生活サポート事業登録利用者票
福祉手当(特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当)を受給していた	受給資格の喪失及び払込口座の変更手続き	配偶者または扶養義務者で受給者の死亡当時生計を同じくしていた者の印鑑(認印)及び金融機関振込口座がわかるもの(通帳等)
在宅重度心身障害者手当を受給していた	受給資格の喪失及び払込口座の変更手続き	相続人の印鑑(認印) 相続人の金融機関振込口座がわかるもの(通帳等)
障害者福祉タクシー券を利用していた	資格喪失の手続き及びタクシー券の返還	福祉タクシー券 ご遺族等の届出人の印鑑(認印)

問い合わせ

福祉課 社会福祉班 ☎048-581-2121(内線121・122・125)

児童手当等の手続き

△ 18歳以下の児童を養育されている方が亡くなられたとき、22歳以下のこどもが亡くなられたときには、下記の手続きが必要な場合があります。該当の有無については、下記担当へお問い合わせください(手続きをされない場合、受給権が消滅する可能性があります)。

手続きが必要な場合	必要な手続き	手続きに必要なもの	期間
児童手当の受給者が亡くなられた	・児童手当受給消滅届 ・児童手当認定請求書	新たに受給者となる方の通帳及びマイナンバーがわかるもの、本人確認書類	15日以内
児童手当を受給している世帯で、22歳以下のこどもが亡くなられた	・児童手当受給消滅届 ・児童手当額改定届	届出人の本人確認書類	
こども医療費の受給者(保護者)が亡くなられた	・こども医療費変更(消滅)届 ・こども医療費受給資格登録申請書	こども医療費受給資格証、届出人の本人確認書類、新たに受給者となる方の通帳及びマイナンバーがわかるもの、児童の健康保険の加入状況がわかるもの(保険証、資格確認書等)	
こども医療費対象の児童が亡くなられた		こども医療費受給資格証	
ひとり親家庭等医療費の受給者(保護者)が亡くなられた	・ひとり親家庭等医療費受給者変更(消滅)届	受給者により必要なものが異なります。 担当窓口にお問い合わせください。	
ひとり親家庭等医療費対象の児童が亡くなられた		ひとり親家庭等医療費受給者証	
養育医療の受給者が亡くなられた	・養育医療受給者居住地等変更届出書	養育医療券、届出人の本人確認書類、新たに受給者となる方の通帳、児童の健康保険の加入状況がわかるもの(保険証、資格確認書等)、届出人の認印	早めに
養育医療の対象児童が亡くなられた	・養育医療券の返還	養育医療券	
児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給者が亡くなられた	・(特別)児童扶養手当資格喪失届	受給者により必要なものが異なります。 担当窓口にお問い合わせください。	
児童扶養手当・特別児童扶養手当対象児童が亡くなられた		証書、受給者の本人確認書類	
18歳以下(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の児童を養育されている方が亡くなられた	・児童扶養手当認定請求書 ・ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書	児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費の受給対象者となる場合があります。担当窓口にお問い合わせください。	

問い合わせ

子育て支援課 児童福祉班 ☎048-581-2121(内線 203・204)
母子健康班 ☎048-581-2121(内線 205・206)

就学援助費等の手続き

- ◇ 小・中・高校生等を養育されている方等が亡くなられたとき、下記の申請ができる場合があります。該当の有無については、下記担当へお問い合わせください。
※申請をして必ず受給できるとは限りません。

申請できるもの	対象	必要書類と手続き内容
就学援助費	町内の小中学校に通う児童生徒の保護者	申請書、印鑑
修学資金	町内に住所を有する高校生	申請書、在学証明書、同意書等

- ◇ 修学資金を受けている生徒が亡くなられたときは、修学生身上移動届の提出が必要です。

手続きに必要なもの	印鑑
-----------	----

問い合わせ

教育総務課 学校教育班 ☎048-581-2121(内線512)

保育所・幼稚園等の手続き

手続きが必要な場合	必要な手続き	手続きに必要なもの	期間
保育所・幼稚園等に在所(園)する児童またはその保護者が亡くなれた	・退所届 ・認定変更届出書	届出人の本人確認書類	早めに

問い合わせ

子育て支援課 保育所班 ☎048-581-2121(内線201・202)

memo

町税の口座振替廃止・変更手続き

- ◇ 亡くなられた方の口座を町税の口座振替に登録していた場合、廃止や変更手続きが必要です。

①亡くなられた方の口座振替を廃止される場合

亡くなられた方名義の口座のある金融機関または税務課で、口座振替の廃止の手続きを行ってください。納期限が到来していないもの等未納分の納付がある場合は納付書を送付いたしますので、税務課までお問い合わせください。

②別名義の口座へ変更される場合(併せて①廃止手続きが必要な場合があります)

町内の金融機関窓口または税務課に口座振替依頼書(自動払込利用申込書)が備え付けられており、必要事項を記入の上、口座振替変更の手続きを行ってください(口座振替依頼書を郵送受取ご希望の場合、税務課へご相談ください)。

持ち物

●金融機関窓口で廃止や変更の手続きを行う場合、税務課で廃止の手続きを行う場合

- ・預貯金通帳
- ・お届けの印鑑
- ・納税通知書(通知番号がわかるもの)

●税務課で変更のお手続きを行う場合

- ・キャッシュカード(磁気読み取可能なもの)
- ※手続き時に暗証番号の入力が必要です。

取扱金融機関

- ①埼玉りそな銀行 ②武蔵野銀行 ③埼玉県信用金庫 ④ふかや農業協同組合
⑤ゆうちょ銀行 ⑥りそな銀行 ⑦熊谷商工信用組合

※⑥⑦は税務課での変更手続きはお受けできません。

《注意事項》

- ・口座振替日は各税目・期別ごとの納期限の日です。前日までに入金をお願いします。振替の確認は預貯金通帳の記帳等で行ってください。
- ・残高不足等で振替できなかったとき、再振替はいたしません。後日、口座振替不能通知書をお送りしますので、金融機関等の窓口で直接納付してください。
- ・口座振替は申し込み月の翌月末納期から開始します。ただし、税務課で月の1日から10日の間に変更手続きを行った場合は、当月末納期から振替開始となります。
- ・口座振替は一度手続きをすれば原則として毎年更新されますが、固定資産税・都市計画税等相続等で納税義務者が変更になった場合や共有構成員が変更になった場合は再度手続きが必要となります。

問い合わせ

税務課 管理徴収班 ☎048-581-2121(内線151・152)

- ◇ 町税に未納がある場合

町県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税の未納がある場合は、相続により納税義務が承継され、相続人の方が納税する必要があります。ただし、相続放棄をした場合は、税務課にご連絡いただくとともに、家庭裁判所が交付(発行)した「相続放棄申述受理証明書」の写しを、税務課に提出してください。

「相続放棄申述受理証明書」に関しては、詳しくはさいたま家庭裁判所熊谷支部(☎048-500-3113)までお問い合わせください。

問い合わせ

税務課 管理徴収班 ☎048-581-2121(内線157・158)

原付バイク(125cc以下)、小型特殊自動車(トラクター等)の手続き

◇ 亡くなられた方が原付バイクや小型特殊自動車(トラクター等)を所有していた場合は、廃車や名義変更に際して手続きが必要になります。バイク(125cc超)、軽自動車についてはP.21をご確認ください。

持ち物

- ナンバープレート
- 標識交付証明書
- 窓口に来た方の本人確認書類(自動車運転免許証等)
- 相続人であることが確認できる書類(戸籍謄本等)
(亡くなられた方と別世帯の方が手続きされる場合のみ)
- ※戸籍謄本は写しでも可能です。
- ※ナンバーを変えずに名義人のみ変更する場合はナンバープレートの提出は不要です

期限

早めに手続きをしてください。

問い合わせ

税務課 住民税班 ☎048-581-2121(内線154・156)

土地・家屋の手続き

◇ 亡くなられた方が土地、家屋を所有していた場合、相続人の方が現所有者の申告手続きを行う必要があります。

持ち物

- 相続人の方は、自身が相続人であるとわかる書類(戸籍謄本等)
- 相続人の方は、本人確認ができるもの(自動車運転免許証等)
- 上記に加え、亡くなられた方が町外の方の場合、亡くなられた方の戸籍謄本
※戸籍謄本等は写しでも可能です。

期限

亡くなられたことを知った日の翌日から、3か月を経過する日までに申告書を提出する必要があります。

その他

- ・土地、家屋の相続登記についてのご相談
さいたま地方法務局熊谷支局 ☎048-524-8805
埼玉県熊谷市筑波3-39-1
- ・相続税についてのご相談
熊谷税務署 ☎048-521-2905
埼玉県熊谷市仲町41

問い合わせ

税務課 資産税班 ☎048-581-2121(内線159・160)

memo

住宅を所有していた方について(空き家となる場合)

- ◆ 住宅等の建物を所有していた方がお亡くなりになり、他に住む方がいないと空き家となります。空き家となる場合は、利活用や適正管理をお願いしています。

- 空き家に関する悩みをお持ちの方は、町が連携協定を締結している空き家活用株式会社が運営する、空き家全般に関する相談窓口「寄居町アキカツセンター」 ☎ 0120-830-634をご利用ください。
 - 空き家の管理が難しい場合は、有料にて寄居町シルバー人材センターが空き家管理のサポート業務（空き家の見回り・除草・樹木の剪定等）を行います。 寄居町シルバー人材センター ☎ 048-581-3451
 - 空き家バンクを利用して、売却・賃貸をお考えの方は、まちづくり整備課にお問い合わせください。
 - 相続登記をしないままにしておくと様々なトラブルの原因になる可能性があります。トラブルを未然に防ぐためにも早めの相続登記をお願いします。

※会和6年4月1日から不動産(土地・建物)の相続登記が義務化されています(P.29参照)。

問い合わせ

まちづくり整備課 都市計画班 ☎048-581-2121(内線241・242)

農地に関する手続き

- ◆ 相続等で農地の権利を取得した場合は、届出が必要です。
役場での手続きは、法務局での相続登記手続きが済んでからになります。

問い合わせ

產業振興企業誘致課 農業委員會班 ☎ 048-581-2121(內線407・408)

memo

農業者年金の手続き

◇ 亡くなられた方が農業者年金を受給していた場合もしくは農業者年金被保険者だった場合は、死亡の届出が必要です。

以下の添付書類を添えて、お近くのJA（農協）へ農業者年金死亡関係届出書を提出してください。

持ち物

- 受給者の場合は農業者年金証書（紛失したときは農業者年金証書紛失届）、被保険者の場合は農業者年金被保険者証
- 亡くなられた方の戸籍（除籍）謄本
- 届出者の戸籍謄本（配偶者の場合を除く）

期 限

早めに手続きをしてください。

問い合わせ

(独)農業者年金基金 ☎03-3502-3199
※平日(土日祝日を除く。)午前9時から午後5時まで

森林に関する手続きについて

◇ 亡くなられた方が森林を所有していた場合は、所有者変更の届出が必要です。
役場での手続きは、法務局での相続手続きが済んでからになります。

持ち物

- 登記事項証明書（登記完了証でも可）
- 土地の位置がわかる地図（公図でなくて結構です）

期 限

相続登記完了後、90日以内に手続きをしてください。

問い合わせ

産業振興企業誘致課 農林班
☎048-581-2121(内線402)

愛のリタクシーの手続き

◇ 手続きは不要です。

問い合わせ

まちづくり整備課 都市計画班 ☎048-581-2121(内線242)

埼玉県思いやり駐車場制度利用証の手続きについて

- ◇ 埼玉県思いやり駐車場制度とは、障害のある方や要介護状態の方、妊産婦の方等、歩行が困難と認められる方や移動の際に配慮が必要な方に「利用証」を交付し、公共施設や商業施設等に設置されている「車椅子使用者用駐車区画」及び「優先駐車区画」の適正利用を推進する制度です。
亡くなられた方が利用証の交付を受けていた場合は返却をお願いします。
有効期限のある利用証(けが・妊産婦の方の利用証)は破棄をお願いします。

持ち物

- 埼玉県思いやり駐車場制度利用証

問い合わせ

☎ 048-581-2121

対象者	返却窓口	内線
障害者	福祉課 社会福祉班	121
要介護1以上の方	福祉課 介護保険・高齢者福祉班	123
難病患者	健康づくり課 健康づくり推進班	214

町営住宅の手続き

- ◇ 町営住宅の入居者または同居者が亡くなられた場合は、手続きが必要です。

持ち物

- 対象の方によって提出書類が異なりますので、担当窓口にお問い合わせください。

期限

早めに手続きをしてください。

問い合わせ

まちづくり整備課 管理用地班 ☎ 048-581-2121(内線231)

火葬料補助金請求の手続き

- ◇ 詳細は担当窓口にお問い合わせください。

問い合わせ

生活環境エコタウン課 生活衛生班 ☎ 048-581-2121(内線221・222)

犬の登録事項変更について

- ◇ 犬の飼い主が亡くなられた場合は、登録事項の変更手続きが必要です。詳細は担当窓口にお問い合わせください。

問い合わせ

生活環境エコタウン課 生活衛生班 ☎048-581-2121(内線221・222)

浄化槽管理者の変更等について

- ◇ 浄化槽の管理者が亡くなられた場合は、管理者の変更や休止・廃止の手続きが必要です。詳細は担当窓口にお問い合わせください。

問い合わせ

生活環境エコタウン課 環境保全班 ☎048-581-2121(内線223・224)

上下水道・農業集落排水の手続き

- ◇ 上下水道・農業集落排水を使用している家庭で、使用名義人の方が亡くなられた場合は、名義変更や口座振替に登録してある口座の変更手続き等が必要です。
◇ 亡くなられた方が農業集落排水を使用している家庭に住んでいた場合は、使用料人数変動の届出が必要です。

※ 届出があった月の翌月の使用料(翌々月以降の検針分)から、変動後の人数で算定します。

持ち物

●上下水道課にお問い合わせください。

期 限

可能な限り早く手続きをしてください。

問い合わせ

上下水道課 業務班 ☎048-581-2121(内線261・262)

町役場以外での主な手続き（参考）

手続きの種類	主な手続き	該当	問い合わせ先等
自動車運転免許証の返還	最寄の警察署	<input type="checkbox"/>	寄居警察署 ☎ 048-581-0110
普通自動車の名義変更・廃車等の手続き	自動車に関する手続き	<input type="checkbox"/>	埼玉運輸支局 熊谷自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2027
軽自動車の名義変更・廃車等の手続き	軽自動車に関する手続き	<input type="checkbox"/>	軽自動車検査協会 埼玉事務所 熊谷支所 ☎ 050-3816-3112
バイク(125cc超)の名義変更・廃車等の手続き	軽二輪・小型二輪に関する手続き	<input type="checkbox"/>	埼玉運輸支局 熊谷自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2027
パスポート返納	埼玉県パスポートセンター	<input type="checkbox"/>	埼玉県パスポートセンター ☎ 048-647-4040
県営住宅	埼玉県住宅供給公社 熊谷支所	<input type="checkbox"/>	埼玉県住宅供給公社 熊谷支所 ☎ 048-524-7963
放課後児童クラブ(学童保育)を利用されている方	退会・変更等	<input type="checkbox"/>	利用している放課後児童クラブ(学童保育)
18歳以下のお子さんを養育されていた方 (※交通事故が原因の死亡に限る)	援護金の申請が可能な場合があります。	<input type="checkbox"/>	埼玉県交通安全対策協議会 ☎ 048-825-2011
銀行での相続関係・名義変更の手続き	ゆうちょ銀行の場合 最寄りの郵便局窓口	<input type="checkbox"/>	郵便局案内窓口
	その他銀行の場合 取引銀行	<input type="checkbox"/>	取引銀行の総合案内窓口
保険関係の手続き (請求書)	労災保険 勤務先、または、管轄の労働基準監督署	<input type="checkbox"/>	勤務先、または、管轄の労働基準監督署 熊谷 ☎ 048-511-7002
	雇用保険 受給している公共職業安定所窓口	<input type="checkbox"/>	受給している公共職業安定所窓口 熊谷 ☎ 048-522-5656
	生命保険 民間会社の保険、取引会社の営業窓口	<input type="checkbox"/>	取引会社のお客様相談窓口
	かんぽ生命 最寄の郵便局保険担当窓口	<input type="checkbox"/>	最寄の郵便局保険担当窓口

手続きの種類	主な手続き	該当	問い合わせ先等
クレジットカードの解約等	各クレジットカード発行会社	<input type="checkbox"/>	各クレジットカード発行会社
有価証券の名義変更等	取引証券会社	<input type="checkbox"/>	取引証券会社
電気・ガス等の名義変更等	管轄の事業所・営業所	<input type="checkbox"/>	管轄の事業所・営業所またはお客様相談室
固定電話の名義変更等	取引会社	<input type="checkbox"/>	取引会社のお客様相談窓口 (NTTは116センター)
NHKの名義変更等	NHKフリーダイヤル窓口	<input type="checkbox"/>	NHKフリーダイヤル窓口 ☎ 0120-151515
携帯電話の解約等	取引会社の店舗窓口	<input type="checkbox"/>	取引会社のお客様相談窓口

memo

その他の主な手続き

◆ 亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却等、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出		故人が働いていた勤務先に提出する必要があります。
社員証等 (身分証明書)の返却	早めに	資格確認書等やその他、勤務先から貸与を受けていたものがある場合は返却する必要があります。
国民健康保険等への加入		ご家族が被扶養者となっていた場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、 退職金等の請求		預貯金口座の確認とともに勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び勤務先が加盟している保険組合等で、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p>〈必要なもの〉 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金証書または年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、受取人のマイナンバーがわかるもの、振込先口座番号がわかるもの</p> <p>〈手続き先〉 故人の勤務先を所管する年金事務所</p> <p>〈その他〉 遺族厚生年金の受給者には65歳から国民年金の老齢基礎年金も支給されます。</p>

◆ 亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。

なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の 死亡届出書	早めに	
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業等届出書	1か月以内	税務署に提出します。
給与支払事務所等の 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取り やめようとする年の 翌年3月15日まで	

memo

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

相続に関する手続き

◆ その他の相続に関する手続き/相続に関する手続きチェックリスト

項目	期日	備考
<input checked="" type="checkbox"/> 相続人の調査・確定		相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要となります。市区町村の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要」と請求してください(詳しくはP.8亡くなられた方の戸籍の取得方法をご確認ください)。
<input checked="" type="checkbox"/> 遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input checked="" type="checkbox"/> 遺言書の検認	早めに	法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
<input checked="" type="checkbox"/> 相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄せ帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
<input checked="" type="checkbox"/> 遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所等へ提出するための遺産分割協議書の作成が必要となります。

項目	期日	備考
<input checked="" type="checkbox"/> 相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最終住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な手続きがあるため、家庭裁判所にご確認ください。
<input checked="" type="checkbox"/> 所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日までの間に所得があった場合は、相続人が1月1日から亡くなられた日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
<input checked="" type="checkbox"/> 相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈等により取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額=3,000万円 +600万円×法定相続人の数

memo

ご遺族メモ/家系図(3親等内の血族及び配偶者)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。詳しくは法務局のHP(https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html)を御覧ください。

ご遺族メモ/故人の財産について

ご遺族メモ

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

令和6年
4月1日から

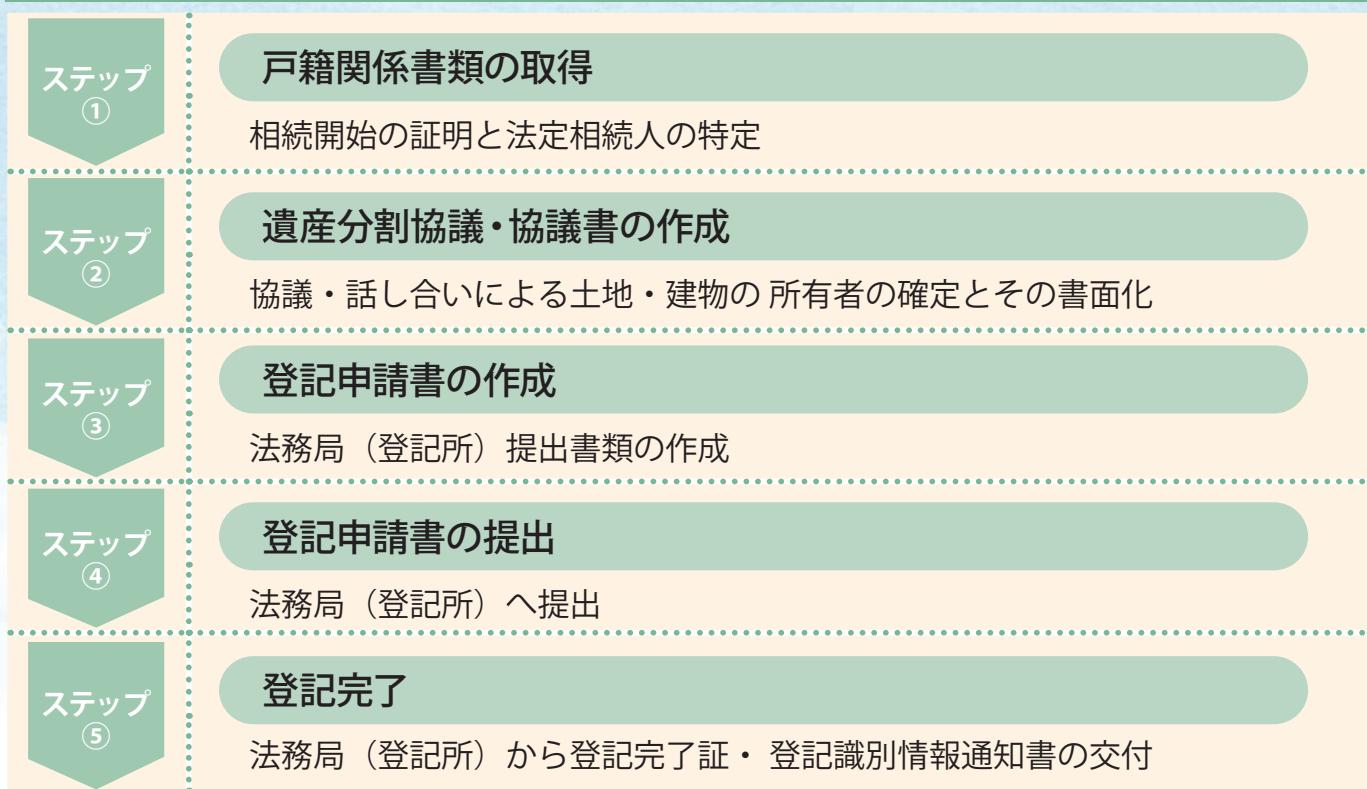
不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**
しなければなりません。正当な理由がなく**義務に**
反した場合、10万円以下の過料の対象となります。

相続登記の申請の流れ

▶ 遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、
次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。



- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。
相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所等の変更登記が済んでいない
不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願ひいたします。
相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

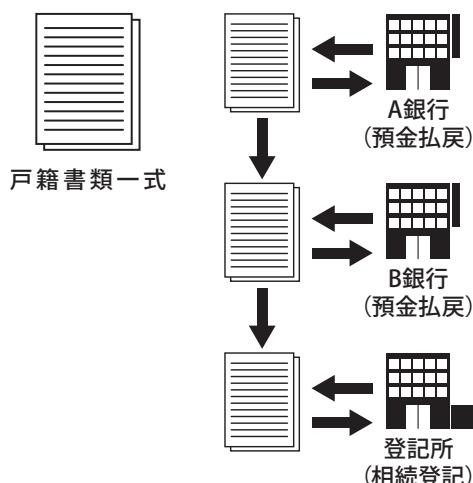
法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

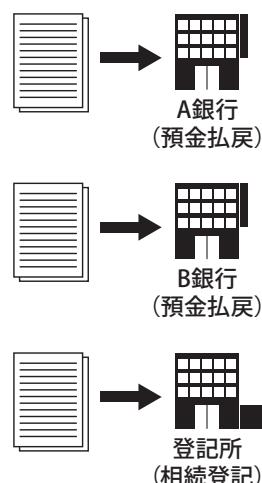
法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合

法定相続情報
一覧図の写し
※無料で必要な通数
を交付



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

①申出（法定相続人または代理人）

- 1.市区町村の窓口で戸除籍謄本等を収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



②確認・交付（登記所）

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本等を返却します。



③利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成等の手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

委任状（代理人選任届）

(代理人) 住 所 :
氏 名 :
生年月日 : 年 月 日

私は、上記の者を代理人に選任して、次の権限を委任します。

(委任事項)
.....
.....
.....

令和 年 月 日

寄居町長あて

(委任者) 住 所 :
署 名 :
印
生年月日 : 年 月 日

電話番号 : (昼間連絡のとれる番号)

【注意事項】

- ◎すべての欄は委任者本人が手書きで記入してください。
- ◎委任者氏名（署名）欄に必ず押印してください（スタンプ式は不可。
印鑑登録の場合は登録する印鑑。）
- ◎窓口で代理人の本人確認をさせていただきますので、代理人として
来庁される方は運転免許証・資格確認書等（顔写真付きでないもの
は2種類）をご持参ください。

記入例

*すべての欄は、委任者ご本人が手書きで記入してください。

代理 人 選 任 届

(代理人) 住 所：寄居町大字寄居〇〇〇番地〇

氏 名：寄居 太郎

生年月日：昭和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

私は、上記の者を代理人に選任して、次の権限を委任します。

(委任事項) (例) 本籍、続柄記載の世帯全員の住民票 2通取得について

(例) 印鑑登録申請について

(例) 転入届に係る一切の手続きについて

《委任事項の記入例》

1. 住民票や戸籍の証明書を委任する場合

・住民票の写し〇通取得について

※世帯全員の住民票や本籍・続柄・住民票コード・マイナンバーが記載された住民票が必要な場合は、「世帯全員」「本籍記載」「続柄記載」「住民票コード」「マイナンバー記載」等を委任事項中に明記してください。記入されていない場合は、応じられません。

(住民票コード及びマイナンバー記載の住民票の写しは使用目的の記載が必要です。
また、代理人に直接交付せず、委任者の住所宛に郵送で交付します。)

※外国籍の方の住民票で、国籍や在留資格・在留期間等の記載が必要な場合は、その旨を委任事項中に明記してください。

・戸籍謄本（または戸籍抄本）〇通取得について

(取得範囲がある場合 ※〇〇〇の出生～死亡等必要な人の氏名及び範囲を明記してください。)

・身分証明書〇通取得について

・戸籍の（原）附票（全部または一部）〇通取得について

※必要に応じて「本籍・筆頭者記載」「在外選挙人登録記載」と委任事項中に明記してください。

2. 印鑑登録に関する申請を委任する場合

・印鑑登録申請について

※印鑑登録申請のとき。

・印鑑登録廃止について

※印鑑登録廃止のとき。

・印鑑登録廃止と印鑑再登録申請について

※印鑑を再登録（改印）するとき。

3. 住民票の異動手続きを委任する場合

・転入届（または転出届・転居届）に係る一切の手続きについて

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

寄居町長あて

(委任者) 住 所：寄居町大字桜沢〇〇〇番地〇

署 名：桜 沢 花 子 印

生年月日：平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

電話番号：(昼間連絡のとれる番号) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

memo



memo



memo



発 行 寄居町
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発 行 年 2025年6月

